



市 章

大津市公報

平 成 26 年 11 月 4 日
号 外 (第 64 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 127 大津市市税規則の一部を改正する規則..... 1
- 128 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 129 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 2

訓 令

- 15 大津市保健所事務決裁規程の一部改正..... 2

規 則

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年11月4日

大津市長 越 直 美

大津市規則第127号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項第5号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第57条第1項中「様式第89号」の次に「（条例第88条第1号アからウまでに掲げる原動機付自転車に係る標識にあっては、様式第89号又は様式第89号の2）」を加える。

第77条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。
様式第89号の次に次の1様式を加える。

様式第89号の2（第57条関係）



（備考）

- 1 標識の地の塗色は、次による。
 - ア 条例第88条第1号アの原動機付自転車にあっては、白色
 - イ 条例第88条第1号イの原動機付自転車にあっては、薄黄色
 - ウ 条例第88条第1号ウの原動機付自転車にあっては、薄桃色
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、平成27年1月26日から施行する。ただし、第46条第2項第5号の改正規定は平成26年12月24日から、第77条の改正規定は公布の日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月4日

大津市長 越 直 美

大津市規則第128号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年11月4日

大津市長 越 直 美

大津市規則第129号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第76号）の施行期日は、平成26年11月4日とする。

訓 令

大津市訓令第15号

大津市保健所事務決裁規程（平成21年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月4日

大津市長 越 直 美

別表第2号の表保健総務課の部9の款中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同款3の項中「許可」の次に「及びその更新」を加え、同款5の項中「賃貸業」を「貸与業」に改め、「許可」の次に「及びその更新」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。